

主な改正内容

- 1 創意工夫の評価対象項目を追加【主任監督員】
ICT活用工事実施要領における評価対象項目を追加する。(部分的活用工事は1点、全面的活用工事は2点加点する。)
- 2 河川土砂掘削工事の評価対象項目を追加【検査員】
河川土砂掘削工事における品質及び出来ばえの評価対象項目を追加する。
- 3 「施工プロセス」のチェックリストの改正
 - (1) チェックリストの確認者を、主任監督員に加え、総括監督員及び監督補助員でも実施できることとする。
 - (2) 施工体制点検を監視チームに委託している場合で、施工体制点検と重複している項目については、監視チームの点検結果をもって監督員が確認できることとする。
 - (3) 施工プロセスチェックの確実な実施を図るため、不備があった場合にチェックを入れる方式から、確認した場合にチェックを入れる方式に変更する。
- 4 押印廃止
押印見直しにより、受注者へ発行する工事成績評定通知書等への押印を廃止し、様式を変更する。
- 5 その他
国の最新の評定要領における評価対象項目に合わせて変更・追加する。